

新宿区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業実施要綱

7 新福障支第98号 令和7年5月14日 部長決定

(目的)

第1条 特定相談・一般相談連携機能強化支援事業（以下「本事業」という。）は、障害者の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者及び一般相談支援事業者が実施する障害者の障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けた調整等の業務に関し、事業者の取組を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 地域生活への移行のための支援が必要と認められる区民を対象に、下記の取組を行う事業者に対し、区が別に定めるところにより補助を行う。

(1) 特定相談連携機能強化支援事業

障害者の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者が行う区民の地域移行に向けた調整等の取組

(2) 一般相談連携機能強化支援事業

障害者の地域移行を促進するため、一般相談支援事業者が行う区民の地域移行に向けた調整等の取組

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。